

第4次島根県林業公社経営計画書

(平成26年度～平成35年度)

平成26年3月

公益社団法人 島根県林業公社

第4次島根県林業公社経営計画書

はじめに	P 1
I. 現状と課題	P 2
I-1 林業公社経営林の現状と課題	
(1) 森林資源	
(2) 借入金	
(3) 木材価格と伐出費	
I-2 林業公社が果たしてきた役割	
I-3 島根県の林業施策	
I-4 3次計画による経営改善の取組と実績	
II. 林業公社経営の今後の方針	P 6
III. 基本計画	P 8
III-1 主伐に向けての取組み	
(1) 主伐実施の取組み	
(2) 生産に必要な路網の計画的な整備	
(3) 生育状況と需要に対応した生産手法の導入	
(4) 主伐(更新伐)跡地の確実な更新	
III-1 経営改善に向けての取組み	
(1) 伐採収入確保による公庫借入の抑制	
(2) 不成績林等の処理	
(3) 長伐期変更契約の実施	
(4) 組織体制の検討	
(5) 積極的な情報開示による県民理解の醸成	
IV. 支援要請	P 15
IV-1 県・市町への支援要請	
(1) 県からの支援	
(2) 市町からの支援	
IV-2 国への支援要請	
V. 事業計画(平成26年度~平成35年度)	P 17
V-1 事業計画	
V-2 収支計画	
VI. 長期収支見通し	P 19

はじめに

公益社団法人島根県林業公社（以下「林業公社」という。）は森林資源の充実による公益的機能の高度発揮、農山村地域の振興に寄与することを目的として、昭和40年に設立された。

以来、森林所有者自らによる整備が困難な地域を集約して、分収方式による計画的な森林造成事業を実施。

現在まで県内民有林人工林の11%を占める約2万2千haの森林造成を通じ、県内中山間地域において累計約543万人日の雇用創出、水源かん養等、森林の公益的機能の評価額は716億円にも及ぶ等、その設立目的を果たしてきた。

一方、林業公社の経営を大きく左右する国産木材価格は、木材の自由化（昭和39年～）等により、昭和55年をピークに下落を続け、林業公社をとりまく経営環境は引き続き厳しく、最終的には大幅な収支不足が見込まれる状況にある。

このような状況の中、林業公社は、これまで、3次にわたり長期経営計画を策定・実施し、長伐期非皆伐施業への転換などにより利息軽減を行う等経営改善を図ってきた。

公社経営林の森林資源は成熟し、第3次経営計画（平成21～30年度）で想定していた伐期が到来するとともに、県内林業・木材関連産業からは木材供給による貢献と伐採事業の実施による地域の雇用創出への期待が高まっている。

このため、県と林業公社では、外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置。

平成25年11月には当検討委員会により、林業公社の経営改善を念頭においた「主伐のあり方」、「林業公社の役割」等について提言が行われた。

この提言を受けて林業公社では、主伐の開始を主とする第4次経営計画を策定することとした。主伐事業は林業公社にとって、初めての取組であり、実施方法や組織体制等様々な課題も想定される。これら課題に対しては県や市町、事業体と協議・検討を重ね林業公社の経営改善に努めるものとする。

なお、計画期間については、林業公社事業が平成95年度までの長期にわたることや、5年後の次期経営計画策定時において本計画との整合性を保つため、10年間（平成26～35年度）に設定する。

また、経営計画前半期（平成26～30年度）を主伐開始の重要な取組時期と位置付け、今後5力年間の具体的な行動計画を定め順次実行していく。

I. 現状と課題

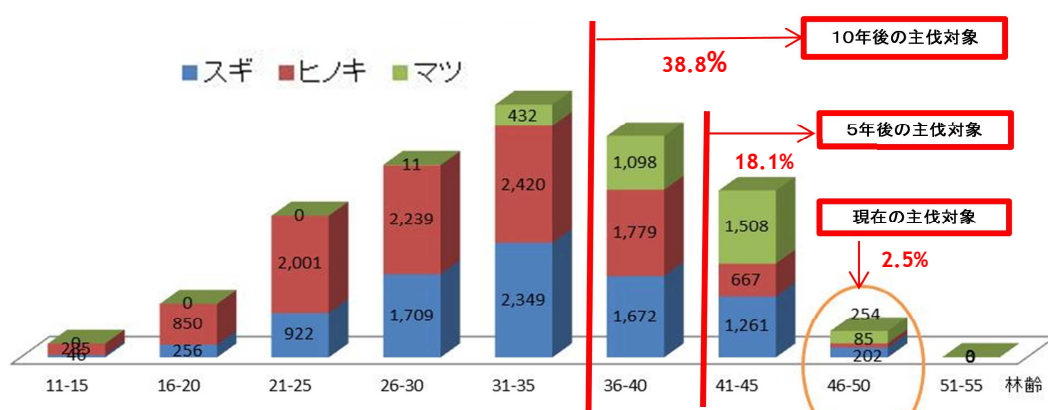
I-1 林業公社経営林の現状と課題

(1) 森林資源

林業公社は、県内16市町（隠岐島前地区を除く）において、1911団地、約2万2千haの森林を造成してきた。

現時点では主伐可能な10齢級（46年生）以上の森林は全体の2.5%であるが、5年後には約20%、10年後には約40%へと増加し、今後10年間で本格的な主伐期へ移行する。

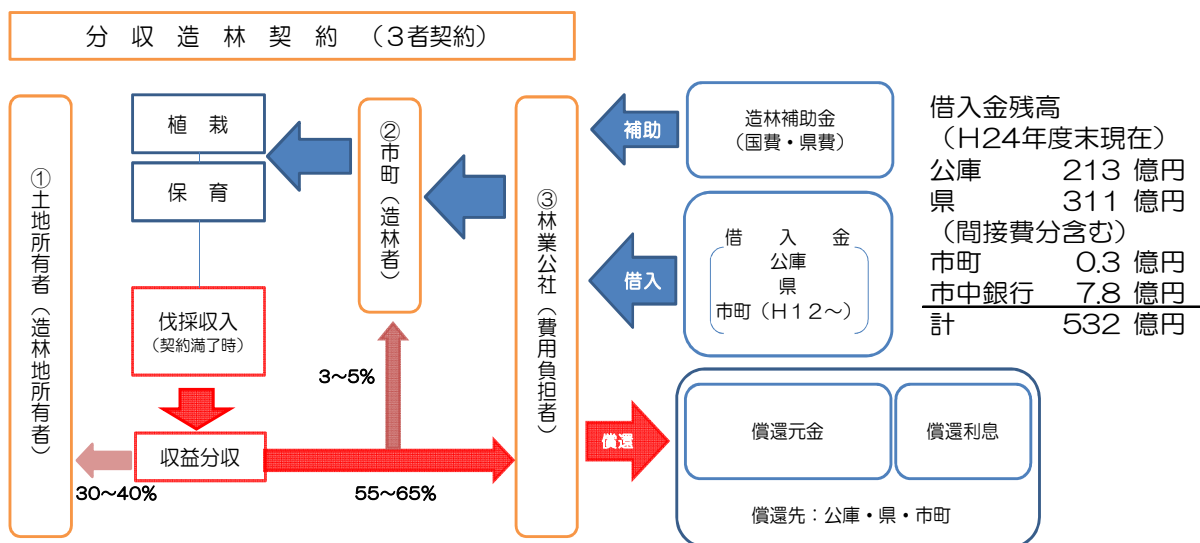
樹種別齢級別面積(H24)



(2) 借入金

林業公社は、分収林制度の仕組み上、伐採収穫期を迎えるまで収入を得ることができないため、主に造林補助金と借入金（公庫、県、市町）により森林造成事業を行い、将来の伐採収入のうち自らの分収益の中から全ての借入金の元利金を返済しなければならない。

本格的な伐採収穫期を迎えるにはもう少し年数がかかることから、保育事業のための借入金は今後もしばらくは必要であり、借入金に依存する経営が続く。

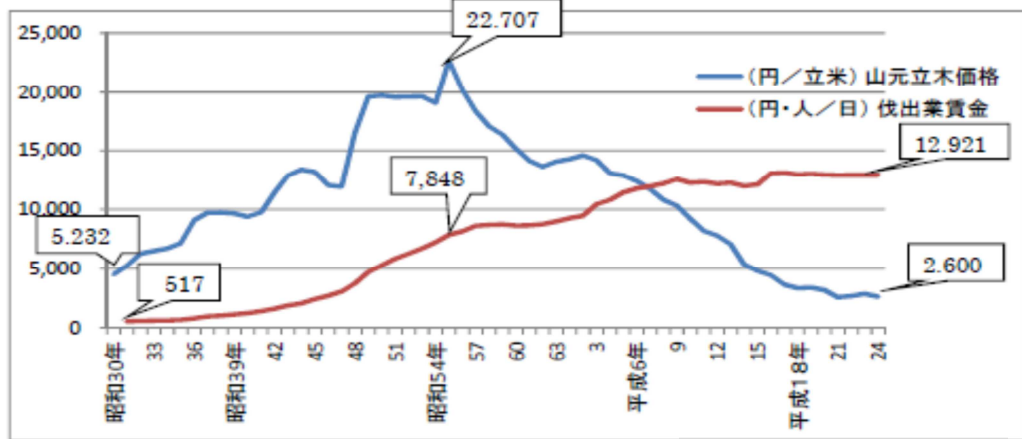


(3) 木材価格と伐出費

林業公社経営の長期収支を大きく左右する木材価格は、昭和55年をピークに大幅に下落している。

木材価格が長期間低迷を続ける状況の中で、いかにして将来の木材販売収入を確保していくかが公社経営における大きな課題である。

スギ山元立木価格と伐出賃金の推移

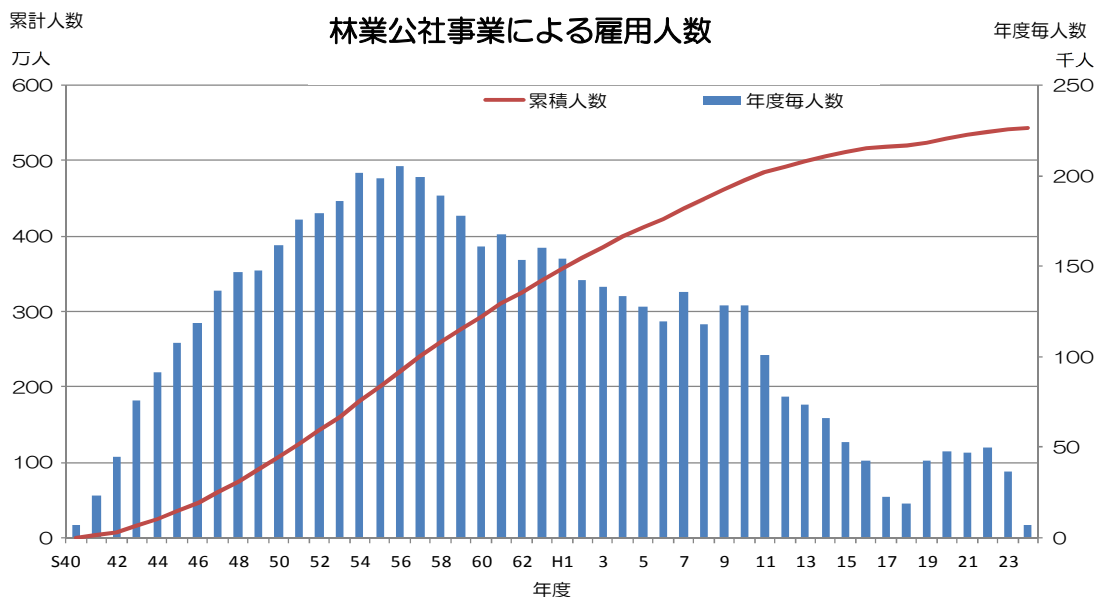


出典：日本林業経営者協会資料

I-2 林業公社が果たしてきた役割

林業公社定款第3条[目的]において、「公社は、造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。」としている。

林業公社は昭和40年の設立以降、現在に至るまで、投資総額827億円の事業を通じ、その大半が労務賃金として、県内中山間地域へ還元。累計約543万人日の雇用を創出し、農山村経済の振興に大きな役割を果たしてきた。



また、この森林造成事業により造成された約2万2千 ha の森林は、水源かん養機能、土砂流出防止機能をはじめとする公益的機能を発揮しており、その評価額は毎年716億円に及びと試算されている。

林業公社経営林の公益的機能の評価額

機能の種類	評価額	役割
水源かん養機能	水の貯留 82 億円 洪水の防止 67 億円 水質の浄化 123 億円 計 272 億円	森林への土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、濁水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割
土砂流出防止機能	290 億円	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する役割
土砂崩壊防止機能	70 億円	森林が根系を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能	6 億円	森林が人に安らぎを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能	33 億円	森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能	二酸化炭素吸収 11 億円 酸素供給 34 億円 計 45 億円	森林がその成長の過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
合計	716 億円	

出典：島根県農林水産部試算

I-3 島根県の林業施策

島根県における平成22年度の県内木材需要に対する県産木材供給量は30%程度であり、需要に対して供給が追いついていない。

県内のスギ、ヒノキ等の森林資源は、利用期を迎え、木材業界から県内産の良質な原木を求める声が強まっている。

島根県では、新たな「農林水産業・農山漁村活性化計画」の第2期森林・林業戦略プラン（平成24～27年度）において、木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現のため、「主伐促進による原木増産と木材産業の強化」を推進することとし、全国でも初めて、「主伐」による原木生産対策を平成24年度から開始した。

また、平成27年度から県内2カ所において木質バイオマス発電の稼働が予定されており、これまでの未利用林地残材の新たな活用が見込まれる。

将来を見据えた森林・林業政策の方向性を示すため、平成20年3月に県がまとめた「森林と木材の長期見通し」によれば、県内森林資源からみた2040年の県内産の木材需要量は年間80万m³と想定されている。

I-4 3次計画による経営改善の取組と実績

平成21年度に第3次経営計画を策定し、当初予想された438億円の収支不足を179億円まで圧縮するため増収対策や支出縮減対策に取り組んだ。その結果、平成25年度末における効果額は計画より7億円の支出削減,9億円の収入増加ができた。(平成19年の木材価格で最終収支163億円)。

一方で木材価が計画策定時(平成19年)より大幅に下落したことから、これを基に木材販売収入を予測し長期収支を試算すると305億円の収支不足となり目標の達成には至らない見通しである。

収支不足 $\Delta 438$ 億円 \rightarrow $\Delta 179$ 億円(計画) 5年間の取組により \rightarrow $\Delta 163$ 億円(計画) 木材価格の下落により \rightarrow $\Delta 305$ 億円(計画)

主要な計画事項	増収・縮減効果	H95年度までの効果額	前半期(平成21~25年度)までの具体的な行動実績	H95年度までの効果額
増収対策 (長伐期化による高率択伐と低コスト木材生産の実現)	主伐方法を皆伐から補助造林事業を活用することによって得られる補助金収入、及び路網整備による低コスト化による木材生産費の縮減による効果	115 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用間伐の拡大 【実績：702ha、31,123m³】 定額助成事業(森林整備加速化・林業再生事業)の活用により補助金の収入が9億円計画を上回った ○ 合板会社、素材生産業者との意見交換、現地調査 ○ 路網の把握と管理作業の実施(森林整備活動支援交付金の活用) 	124 億円
森林整備事業の見直し (管理区分の設定による効果的な森林管理)	公社造林地を森林の状態と路網整備事業から4分類し、資金投入する造林地を限定し、新規の公庫借入を縮減する効果	12 億円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理区分に基づく施策基準の設定と効率的な森林管理 ○ 負担を伴わない森林整備事業(定額助成方式事業)の活用による借入金抑制 定額助成事業の活用により公庫等からの借入を7億円抑制できた 	19 億円
分収契約の見直し (長伐期変更契約の推進)	分収契約を長伐期に転換することによる県の貸付金の無利子化による縮減効果	56 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地所有者及び市町との長伐期変更契約 【実績：756件】 	56 億円
分収契約の見直し (不成熟林等の計画的な解除)	松くい虫被害により収益が見込めない造林地を解除し、債務処理と利息負担を軽減する縮減効果	1 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 不成熟林等処理のための公庫繰上償還 【実績：92ha、13箇所】 	1 億円
分収契約の見直し (造林者分収権の凍結【市町の支援】)	事業収入の市町分収益を凍結することによる増収効果	28 億円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林者(市町)への支援依頼・承諾 	28 億円
管理面積に応じた事務局経費の縮減	公社造林地を4分類し、管理する造林地を限定したことによる間接費の縮減効果	15 億円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費・事務費の抑制 	15 億円
基本財産の効果的な運用	基本財産を安定高率な地方債等に投資し、得た運用益を管理費へ充当する増収効果	8 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本財産の安定高率な地方債へ投資 【実績：49,713千円】 	8 億円
県貸付金の完全無利子化 (既往貸付分を含む)	長伐期化変更しない団地についても県貸付を無利子化することで得られる縮減効果	40 億円		40 億円
IV型の収入見込みを試算から除外	松くい虫被害等により収益が見込めなくなった造林地の収入減額	$\Delta 16$ 億円		$\Delta 16$ 億円
3次計画の実施による増収・縮減効果額		259 億円		275 億円
平成95年度時点の収支見込み		$\Delta 179$ 億円		$\Delta 163$ 億円
平成95年度時点の収支見込み(木材価格下落反映)		-		$\Delta 305$ 億円

Ⅱ. 林業公社経営の今後の方針

先の検討委員会の報告において、「林業公社は、主伐による木材生産・供給を開始できる状況にあること、森林・林業・木材産業の振興と地域雇用への貢献、公益的機能の持続的発揮など大きな効果が期待できること、さらには国庫補助事業の活用やバイオマス発電需要への対応により、林業公社の経営改善にもつながることから主伐を開始すべき」との提言を受けた。

林業公社では、これら提言を踏まえ、以下の方針のもと事業計画を策定する。

主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」

○主伐の開始

- ・主伐実施にあたっては有利な国庫補助事業を活用し収支改善を図る
- ・安定的な木材生産・供給による県内需要へ対応

○木質バイオマス発電需要への対応

- ・木質バイオマス発電への資源供給を進め、増収による経営改善を図る

○主伐による経済的波及効果等

- ・今後長期にわたる木材生産により地域雇用、経済へ貢献
- ・伐採後の確実な更新による公益的機能の持続的発揮

林業公社はこれまで約50年間にわたり森林造成事業を通じ、中山間地域の雇用確保、山村社会の維持振興に大きな役割を果たしてきた。

今後はその造成された約2万2千haの森林資源を活用することで、県内林業・木材産業の振興、地域の雇用創出に貢献、公的セクターとしての役割を果たしていく。

【公社経営林からの木材供給量】

公社経営林からの木材供給量は、今後の成長量も含め、最終契約期間が終了する平成95年度までの約70年間で総計1,100万m³の木質資源供給が可能と見込まれる。

- ・成長量も含め約1,100万m³の木質資源供給が可能

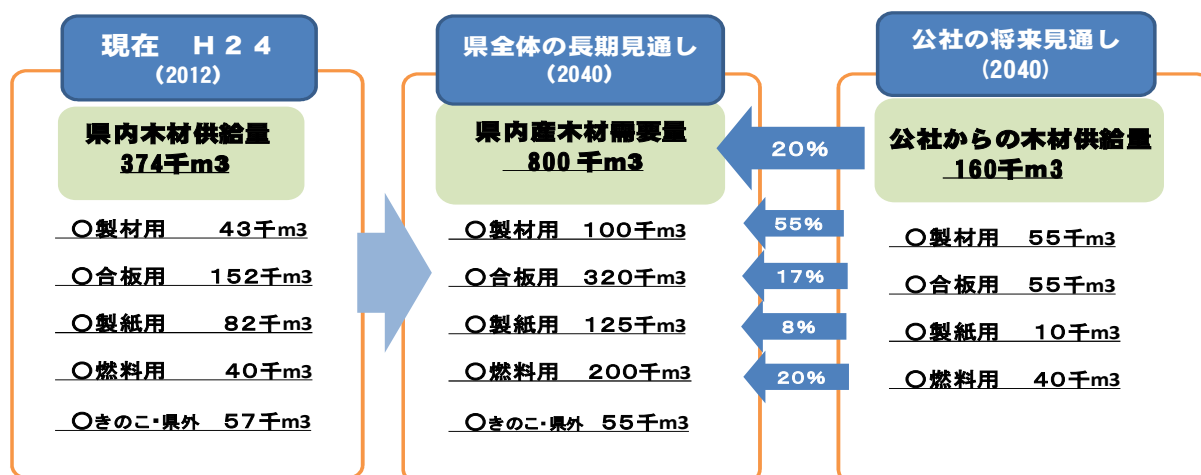
(用材：約830万m³、バイオマス：約270万m³)

- ・最終契約期間終了(平成95年度までの約70年間)までに伐採・供給
- ・木材の安定供給から、一定量の生産量維持を計画

将来的に 年間 約16万m³の供給が可能

(用材：約12万m³、バイオマス：約4万m³)

将来の供給可能量である年間約16万m³の供給量は、県のとりまとめた「森林と木材の長期見通し」による2040年の県内木材需要量80万m³の約20%に相当する。



【主伐による経済効果】

これまで中山間地域の雇用を創出してきた保育施業に変わり、主伐事業が主となる新たな雇用の創出が実現される。

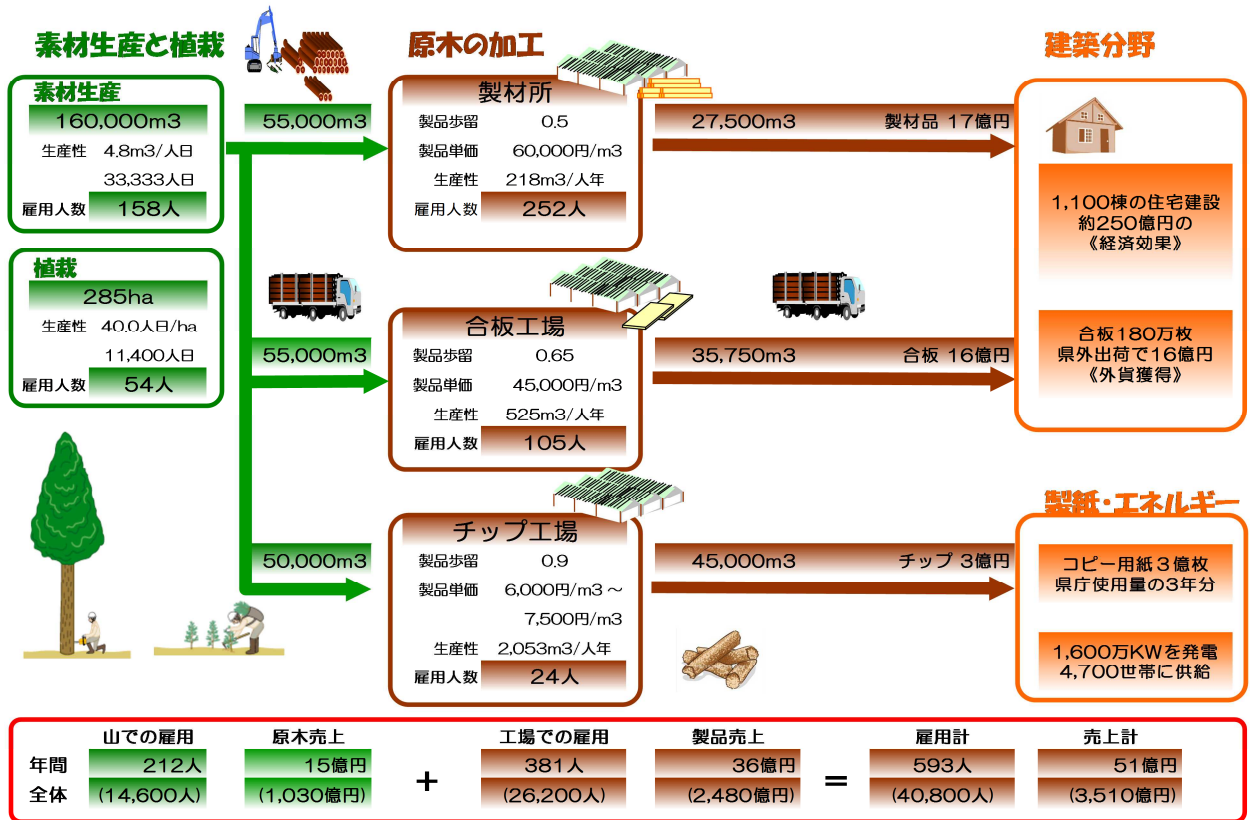
林業公社事業終了の平成95年度までの期間中（約70年間）

○雇用創出 年間593人（累計40,800人 [延べ810万人日]）

○経済効果 年間51億円（累計3,510億円） *製材品等含めた売上

（雇用・経済効果）

林業公社経営林からの総生産量 1,100万m³、年間生産量 16万m³ で試算



Ⅲ. 基本計画

Ⅲ-1 主伐に向けての取組み

(1) 主伐実施の取組み

① 伐採方法

3次計画においては、高率択伐（国庫補助：人工林整理伐）による主伐事業に取組む計画であったが、その後、国庫補助事業において小面積皆伐が可能で、より有利な補助事業である更新伐（モザイク林誘導型）メニューが追加されたことから、主伐事業は可能な限り更新伐により実施する。

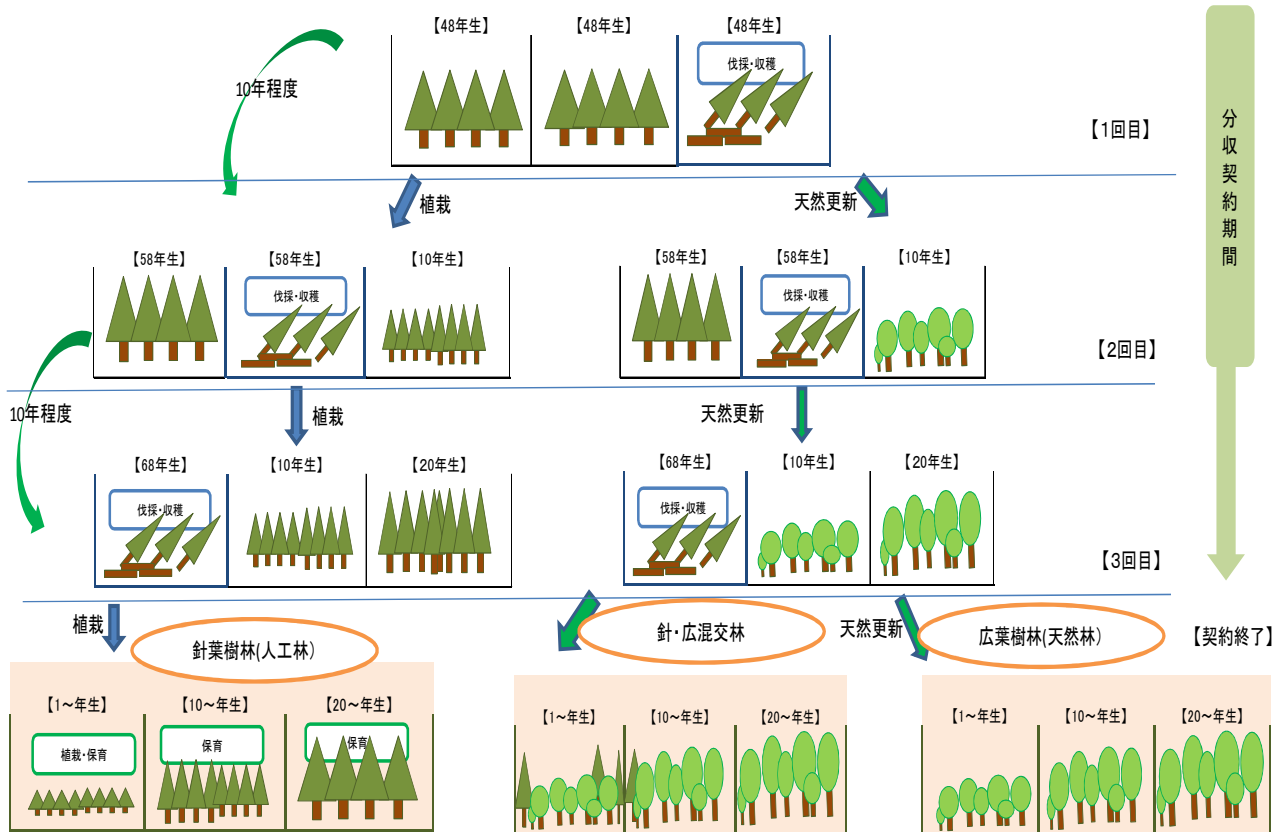
更新伐（モザイク林誘導型）

- 齢級10～18齢級の林分で、概ね10ha以上の団地で実施
- 団地を3回に分けて伐採。伐採から次の伐採までは10年程度の期間を開ける。
- 伐採区域の面積は1伐区1ha以下。
- 伐採後は2年以内に更新が必要。天然更新されない場合は植栽による更新が必要。

【メリット】

- 造林補助事業で、より有利な補助金を受けることが可能。
- 大規模な皆伐地が発生しないため、一斉皆伐に比べ環境への負荷が少ない。
- 契約期間中に数回に分けて伐採することにより事業量の平準化が図りやすい。
→ 木材の安定供給。雇用の安定。

■更新伐（モザイク林誘導型）による伐採のイメージ



②発注方法

主伐事業の実施によって、分収金が発生することから、事前に造林者（市町）の協力を得て、分収契約者である森林所有者に対し、今後の伐採方法、販売方法等の説明を行ったうえで実施する。

事業の発注方法については、事業者が持っている優れた伐採ノウハウや、より有利な木材販売ができる能力を取り込むため、企画提案型コンペ方式を採用する。このことにより生産コストの低減と木材販売収入の最大化を図り、併せて、公社自らによる事前の詳細設計等の事務量の軽減を図る。

■企画提案型コンペ方式による発注

- 事業者からの伐採・販売に関する企画提案によるコンペ方式を採用
- 分割伐採毎ではなく、3回分を一括した提案を募集。3回分の伐採・販売を同一事業者へ発注
- 分割伐採毎に単価契約により事業実施

(発注イメージ)

【事業実施前】

- 事業地候補選定
- 分収契約者への説明
- 企画提案コンペ参加事業者の事前登録

【全体計画・発注事業者の決定】

- 事業者からの企画提案(3回分一括)を募集
 - ・事前の詳細設計等業務の軽減
 - ・団地全体を想定した路網計画、伐採計画等効率的な事業実施が可能
- 事業者を決定し、**団地全体の伐採事業についての協定を締結**
 - ・事業者の長期的な事業地確保 → 経営安定による雇用確保、機械化等設備投資

【部分伐採の実施】

- 契約は**伐採時期毎の単価契約を想定**
 - ・伐採時点での生産性、適正な木材価格、需要の反映

③木質バイオマス発電需要への対応

平成27年度から県内の東部、西部において2つの木質バイオマス発電所の稼働が予定されており、今後県内の木質バイオマス資源について長期にわたり大規模需要が発生。

林業公社における木材生産は全て、森林経営計画に基づき実施することから、それにより生産される発電用バイオマスは「固定価格買取制度」のうえで、売電価格の高い燃料に位置づけられており、発電事業者からの需要が高く、価格も有利であることが想定されることから、公社としても積極的に供給する。

木質バイオマスの供給により、これまで利用されることなく森林に放置されてきた林地残材を公社の新たな収益源として活用できることから、事業者からの企画提案時において木質バイオマスの生産量や価格についても十分考慮していく。

④収益確保のための事業者との連携強化

木材の販売については、事業者からの企画提案による山土場での販売・買取を基本とするが、木材の有利販売を目指すため、公社においても木材価格や木材需給について常にその動向に注視していく必要がある。

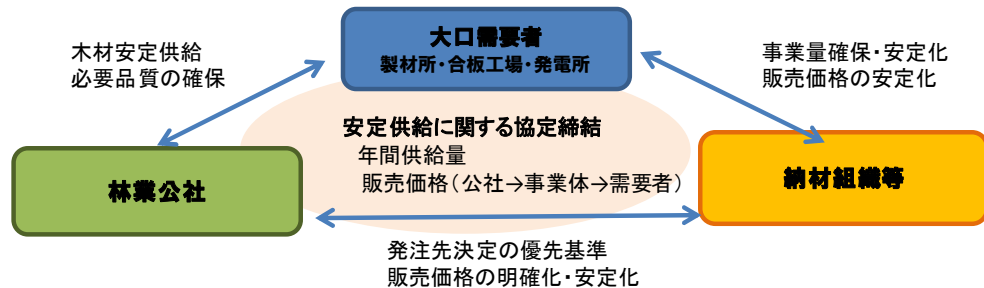
そのため、大口需要先、県内納材組織、県内市場等の関連事業者からの情報収集や意見交換等積極的に実施していく。

また、将来的には公社経営林からの木材生産量はバイオマスも含め年間16万m³もの供給が見込まれることから、その規模を活かし、可能な限りの収益の向上を図るため、公社が主体となった販売方法等、あらゆる可能性について関連事業体と連携し検討を行っていく。

■多様な販売方法等の検討例

《大口需要者への安定供給》

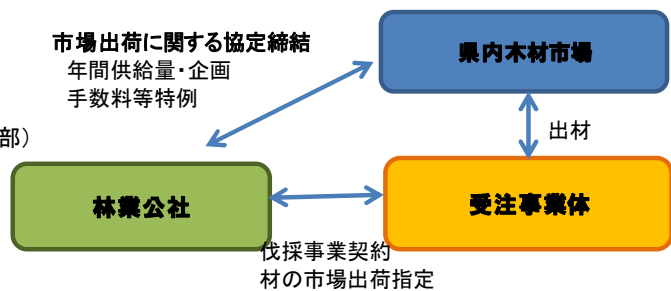
製材所、合板工場、バイオマス発電所などの大口需要先との販売協定等締結による安定供給の検討（大口需要先との直接取引、県内で既に機能している納材組織との連携等）



《木材市場との連携強化》

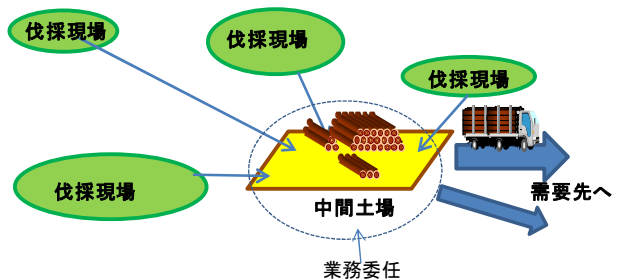
- ・市場への出荷量・規格等について 県内市場と協定締結
- ・公社は伐採事業受注者に材（一部・全部）出荷先を指定
- ・市場に出材量の安定確保に見合う 手数料の経費交渉

市場出荷に関する協定締結
年間供給量・企画
手数料等特例



《公社用中間土場設置による仕訳》

- ・今後伐採事業地の増加に伴い、複数事業地間での合同出材等も可能に
- ・ロットの確保と需要に応じた仕訳により 収益の向上を図る
- ・仕訳業務等は既存市場との連携も視野 中間土場からの直送により収益性を高める



【取組スケジュール】

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
更新伐事業実施	区域面積 (ha)	79	158	237	317	396	実際の伐採面積は区域面積の1/3 (人工林整理伐含)
	生産量(千m ³)	9.4	18.9	28.4	38.0	47.5	
事業体との連携強化		← 情報収集・意見交換 →					

(2) 生産に必要な路網の計画的な整備

主伐事業を確実に実施していくためには、計画的な路網整備が必要である。

効率的な木材生産を実施するため、森林作業道、基幹作業道、アクセス道それぞれの目的に対応した路網を以下の目標を基準とし、事業地に適した路網整備計画を策定し実行していく。

森林作業道については、伐採作業を実施する事業者が各作業システムに応じた路網開設を行う。基幹作業道及びアクセス道の整備については、公社造林地と隣接する民有林等を一体的な木材生産団地として位置づけ、団地全体に効果的な路網配置を検討するなど、費用や役割分担についても関係者と検討・調整を行い実施していく。

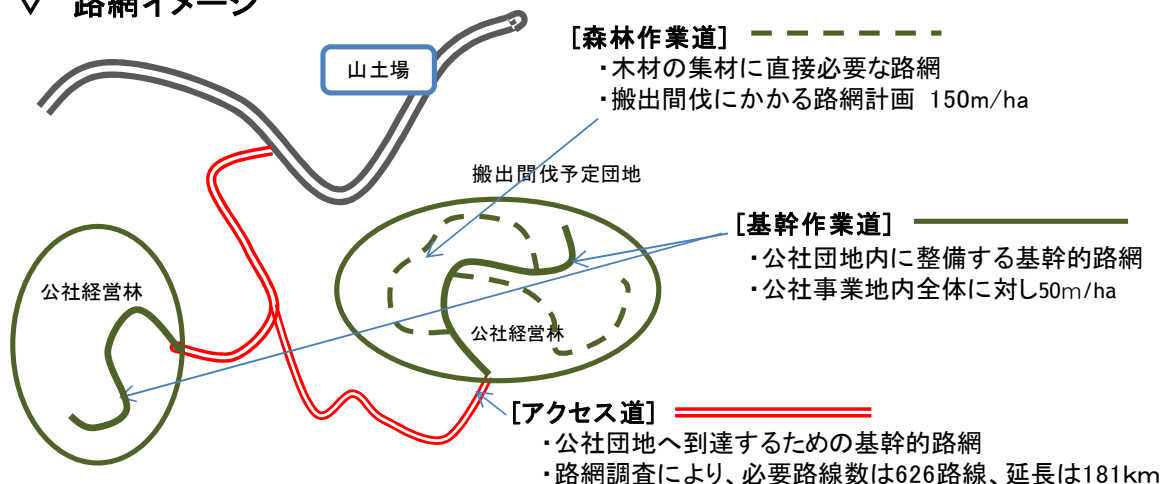
■ 生産に必要な路網を計画的に整備(H60 年度まで)

森林作業道:搬出間伐予定箇所に150m/haを目標に開設	【総延長 214km】
基幹作業道:事業地内全体に対し 50m/haを目標に開設 (一部は開設済みの森林作業道の拡張で対応)	【総延長 775km】 (うち拡張 214km)
アクセス道 : 路網調査の結果により必要量の開設を計画	【総延長 181km】

▽ 路網の規格

名称	規格		団地内目標路網密度	
	幅員	想定車両	間伐	主伐
既設	3.0m	4tトラック	150m/ha	
森林作業道(開設)	3.0m	2tトラック・クローラー		
基幹作業道(開設)	3.0m	4tトラック	50m/ha	
基幹作業道(森林作業道から拡張)	3.0m	4tトラック		
アクセス道	3.0m	4tトラック	団地外	

▽ 路網イメージ



【取組スケジュール】

主な取組	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
森林作業道整備(km)	19.0	21.0	21.0	21.0	21.0	
基幹作業道整備(km)	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6	
アクセス道整備(km)	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	

(3) 生育状況と需要に対応した生産手法の導入

公社経営林における間伐等の保育事業については、齢級構成的には平成46年度で終了する予定であり、以下の施業体系を基本に対象林齢に達した事業地について必要な保育を実施していく。

実際の事業実施にあたっては、事業地の現況を確認のうえ実施する他、事業量についても年度間で事業量が平準化するよう調整し実施する。

また、合板用原木需要が大幅に伸びていることや、製材用原木の需要については、集成材用原木の需要が増えるなど、県内の原木需要状況は変化してきており、無節材等の需要は相対的に減少してきている。

このため、森林整備事業費の削減を図る上から、原則として2回目の枝打ち（同時実施の除伐含）を見合わせる。

■施業体系

標準林齢	1	1~5	13	18	23	33	48~
従来	植栽	下刈	1回目除伐	2回目除伐	1回目間伐	2回目間伐	収穫事業
			1回目枝打	2回目枝打			
見直し	植栽	下刈	1回目除伐	省略	1回目間伐	2回目間伐	収穫事業
			1回目枝打				

(4) 主伐(更新伐)跡地の確実な更新

更新伐による部分的伐採の跡地については、分収契約上、契約期間中は引き続き林業公社が管理していく。

また、主伐事業での更新伐補助金の活用にあたっては、伐採後2年以内に確実な更新が補助要件とされているため、天然力も活用した更新方法も含め、伐採跡地の確実な更新を図っていくこととする。

具体的な更新手法としては、マツの伐採地については、天然力による更新が期待できることから天然更新、スギ・ヒノキの伐採地については、より確実な更新を確保するため、低コストな植林・育林による人工更新を基本とする。

なお、植栽による人工更新を行う場合は、更新伐の補助要件である確実な更新、それによる森林の公益的機能の維持の観点から「更新伐に伴って低下する森林環境（水土流出防止等）を再生するための緑化」と位置付け、更新伐の付帯事業として実施する。さらに、付帯事業実施にあたっては、造林補助事業や県単助成等の活用を前提に実施することとする。

また、検討委員会報告では、公社の公的セクターの役割として、公益的機能の持続的発揮のほか、伐採後の団地が次の循環に向けて活用されるための枠組み、手法の検討と実現が県と公社に求められており、このことについて、公社の経営改善を大前提とし、事業実施や管理手法のあり方、これにかかる費用負担や役割分担について、県をはじめとする関係者と協議のうえ取組む必要がある。

Ⅲ-2 経営改善に向けての取組み

(1) 伐採収入の確保による公庫借入の抑制

森林整備事業については、常に単価と歩掛りの見直しを行いながら効果的な事業を実施する。あわせて、主伐事業及び利用間伐の計画的な実施による木材販売収入の増額を図り、森林整備及び路網整備に伴う新規借入を抑制する。

さらに、造林補助事業については、高率の補助事業（公的森林整備事業等）を積極的に活用するとともに、事業費補助残の公庫借入については、森林整備活性化資金3/5充当（無利子資金）の活用を原則とし、新規借入と利息の軽減を図る。

また、今後も林業公社負担を伴わない定額助成方式、嵩上げ補助等についても積極的に活用していくとともに、これらの支援拡大と継続、林業公社にとって活用しやすい事業制度や仕組みを県等に要望していく。

(2) 不成績林等の処理

松くい虫被害地等の不成績林処理（公庫借入金の繰上償還と契約除地化）は、これまでも県の支援を受け実施してきた。（平成9～25年で1,520ha、公庫繰上償還額432百万円処理）

しかしながら、その後も松くい虫被害の拡大等により処理が必要なマツ林も増加している。

また、あわせて松くい虫被害地以外でも、地理的条件や雪害等の被災によるスギ・ヒノキの不採算林についても将来的な収益が見込めないことから、公庫繰上償還による利息軽減等の処理が必要である。

これらの森林については、今後も県の支援を受けながら処理を行っていく。

なお、処理にあたっては、契約当事者である森林所有者に説明したうえで実施していく必要があることから、造林者である市町からの協力も得ながら事務を進める。

	件数(団地)	処理面積(ha)	公庫償還額(百万)
不成績林等処理	122	1,062	881

*処理 = 公庫繰上償還 → 県への支援要請

・公庫への繰上償還により利息が圧縮されることで経営改善に寄与

・平成26年から5年間で上記面積を処理した場合

効果額=公庫償還額(約9億円)+繰上償還による利息圧縮額(約9億円)=約18億円

(3) 長伐期変更契約の実施

今後の主伐事業の基本となる更新伐（長伐期非皆伐施業）を実現するためには、経営林の長伐期化を図る必要があり、分収契約地について契約期間の延長の取組を進める。

平成25年度までに全体の91%に当たる1,712団地について長伐期変更契約を締結済み、残り173団地について平成27年度までに変更契約締結に取組む。

ただし、今後契約変更を予定している分収契約の多くは権利関係の複雑化や県外の不在村所有者等により困難な交渉が想定される。特に世代交代による山離れや、個人情報保護条例等により、相続権利者を確認する事務が困難な作業であることから、造林者である市町への協力要請や林業公社の組織体制の強化を図り進めていく。

なお、公社の体制強化にあたっては、国庫補助事業等を活用し、公社の負担増加を抑える。

【取組スケジュール】

主な取組	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
長伐期変更契約(件数:団地)	150件	23件				H27年度で1,885団地(新方式除く)の契約終了
不成績林処理(件数:団地)	24件	24件	25件	25件	24件	

(4) 組織体制の検討

林業公社は、これまで「保育事業」のみを行ってきたところであるが、主伐可能な森林面積が5年後には公社経営林の約20%、10年後には約40%と飛躍的に増加する見込みであり、今後の事業は保育主体から「主伐事業」主体に数年の間に移行することとなる。

これまで主体であった保育事業は、現場の調整や事業の執行については造林者である市町に依存しており、林業公社の事務量は大幅に軽減されてきた。しかし、主伐事業については、所有者との調整で市町の協力は必須であるが、基本的には市町を介さず林業公社が事業を執行することが必要であり、その事務量は保育事業に比べ格段に増加することとなる。

このため、今後の主伐事業量の増加に応じて、事業の推進が可能となるよう組織・人員体制の強化を図ることが必要である。

① 組織体制

保育事業、主伐事業、路網整備事業、造林地所有者との調整等の主要な事務が効率的・効果的に実施できるよう、森林管理課にスタッフ制を導入するなどにより責任の明確化と効率的な業務の執行を図ることができる体制に見直すことを検討する。

また、公社経営林は大田市以西の県西部に過半を超える約12,000haが存在している。主伐事業の実施にあたっては、現場の調査や確認が欠かせないことから、現場に近い場所に職員を配置することが望ましい。主伐事業の事業量の増加に応じて、西部事務所の設置についても検討する。

② 人員

増大する事務量が確実に執行できるように補充することが必要であり、県からの派遣や県との職員交流についても引き続き要請するとともに、計画的な人員の補充とその財源確保について県と協議・検討する。

③ 人材育成

現在の林業公社は、年齢構成が若く経験年数の浅い職員が多いことから、人材育成を進めることも大きな課題である。国や県等が主催する専門研修や職員研修等、様々な機会を捉えて積極的に参加するとともに、公社自らの人材育成についても取り組んでいく。

(5) 積極的な情報開示による県民理解の醸成

林業公社事業に対する県民理解の醸成については、公社ホームページにおいて、島根県統合GISを活用した分収林契約地の地図情報の提供のほか、経営状況の公開として、理事会、総会の報告・経営報告諸・財務諸表等の公開を行っている。

また、公社経営林を活用した活動として、路網研修会の開催や、県内の幼稚園や保育園に対する間伐木を活用したクリスマスツリーの配布を通じた森林機能の普及啓発活動を実施している。

今後も、積極的な情報開示と経営林を活用した普及啓発活動などにより、林業公社事業への理解と協力が得られるよう努める。



IV. 支援要請

現状の木材価格で推移した場合、将来的に大幅な収支不足が見込まれる状況ではあるが、前述のとおり、これまでの森林造成により、膨大な雇用創出による地域振興への貢献、公益的機能の持続的発揮を実現してきた。

さらに、これからは、この造成された森林資源を収穫により活用することで、県内森林・林業・木材産業をはじめとする各分野に新たな雇用・経済効果が発揮されると想定されている。

このように「これまで」、そして「これからの」林業公社の公的セクターとしての役割を考えれば、林業公社としての強力な自助努力を前提としたうえで、国、県及び市町の支援も必要である。

IV-1 県・市町への支援要請

第3次計画による現在においても、経営改善のための支援を社員である県、市町から受けているところであり、さらなる経営改善のためにも支援の継続・拡充を得る必要がある。

(1) 県からの支援

○県貸付支援と無利子化（継続）

今後は主伐収益による直接事業費や人件費への充当は期待できるが、当面の間、多額の公庫償還金については従来どおり県からの無利子貸付による支援が必要である。

○長伐期変更契約や不成績林等の処理に係る経費支援（継続・拡充）

これまで、将来収益が見込めない松くい虫被害地について、利息軽減のため県の補助を受け、公庫への繰上償還を実施。債務負担の軽減に大きな効果を上げてきた。

これら松くい虫被害地は拡大していること、地理的条件や被災森林についても将来の収益が見込めないことから、併せて公庫への繰上償還による利息軽減措置が必要である。

○造林補助制度による支援（継続）

今後の経営方針である主伐事業の実施にあたっては、有利な補助事業を活用した経営改善が根幹であり、これにかかる更新伐補助金等の確保が必要不可欠である。

○職員派遣等の人的支援（継続）

県職員の派遣や職員交流などによる人的支援のほか、主伐事業実施にあたっては、地域の木材生産団地内での他事業体との連携・調整や指導等、現場での地域事務所職員の支援協力も得ていく必要がある。

(2) 市町からの支援

○造林者分収権（3～5％）の凍結（継続）

林業公社の社員であるとともに造林者である市町に対する分収交付金については、第44回総会において、公社事業の長期収支の黒字化が見込まれるまで交付を凍結することに承認を得ているところであり、本計画においても長期収支の黒字化は見込まれないことから引き続き分収交付金の凍結について理解を得る必要がある。

○長伐期変更契約の推進支援（継続）

契約当事者である所有者の世代交代が進む中、相続未登記等により、交渉相手の所有者特定が困難な状況がある。これら所有者の異動状況の把握等については市町の協力が必要である。

○伐採収穫期を迎える森林の事務処理に対する支援（継続）

主伐事業については保育事業と異なり、公社から直接発注を行うこととするが、契約変更同様に所有者情報の把握や、主伐事業実施の際の所有者説明にかかる日程調整等協力を得ながら進める必要がある。

IV-2 国への支援要請

林業会社の自助努力と県、市町による経営改善への支援によっても、なお発生する収支不足については、公社経営によって長期間にわたって発揮される国土保全機能等の公益的機能や、公社設立からの国の支援・指導によるこれまでの経緯を踏まえ、関係団体と連携し、国に対し支援を要請していく。

○公庫資金制度

- ・既往債務に対する負担軽減措置として、償還期間が長い低利資金の創設や利子負担の軽減
- ・「森林整備活性化資金（無利子）」貸付割合（現行：補助残3/5上限）の引き上げ

○分収契約変更の円滑化等のための法・税制度の整備

- ・契約者の一定数の同意で契約変更を可能とする「分収林特別措置法」の改正

○国庫補助・交付金事業の拡充等

- ・定額助成方式による補助・交付金事業の拡充強化（県の義務負担のない制度）

V. 事業計画 (平成26年度～平成35年度)

V-I 事業計画

(1) 保育事業

(単位: ha)

施業名	施業実施年度										計画期間 合計	
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
除伐・枝打 (除間伐1回目+枝打1.5m)	38	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
1回目間伐	667	667	667	667	709	205	142	68	0	0	0	3,791
2回目間伐	759	783	877	913	876	1,229	1,226	1,123	598	483	0	10,681
	内搬出	(259)	(283)	(277)	(274)	(276)	(229)	(226)	(151)	(133)	(107)	(2,619)
保育合計	1,464	1,466	1,544	1,580	1,585	1,434	1,368	1,191	598	483	0	14,527

※数量はあくまで見込であり、今後現地調査等で減少することがある。

- ・年度ごとに対象となる林齢に達した事業地を優先的に実施する。
- ・施業の遅れた事業地については、複数年に振り分けて実施する。
- ・単年度の事業数量の上限を1,500haとし、平準化する。
- ・搬出間伐の面積は、単年度の搬出面積が300haを超えないよう、ha当たりの搬出材積を45m³で試算する。
- ・2回目の枝打、除伐について原則実施しない。

(2) 収穫事業

(単位: ha)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計画期間 合計
主伐(更新伐)事業量	79	158	237	317	396	476	554	635	714	792	4,358

・収穫事業の面積は、実施区域であり、この面積を3回に分けて実施する。

(3) 生産材積

(単位: m³)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計画期間 合計
利用間伐	8,480	11,320	11,080	10,960	11,040	9,160	9,160	6,040	5,320	4,280	86,840
収穫事業	9,480	18,960	28,440	38,040	47,520	57,120	66,480	76,200	85,680	95,040	522,960
計	17,960	30,280	39,520	49,000	58,560	66,280	75,640	82,240	91,000	99,320	609,800

V-2 収支計画

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
木材販売	80,326	183,912	274,889	368,988	460,944	554,064	644,856	739,140	831,096	921,888	5,060,103
利用間伐	40,050	50,940	49,860	49,320	49,680	41,220	41,220	27,180	23,940	19,260	392,670
計	120,376	234,852	324,749	418,308	510,624	595,284	686,076	766,320	855,036	941,148	5,452,773
造林補助金	255,025	282,846	289,780	293,605	294,967	259,576	250,711	203,619	124,914	100,270	2,355,313
保育	105,934	170,030	224,537	283,872	343,363	404,840	467,381	531,172	619,846	681,587	3,832,562
収獲	8,842	10,574	11,776	11,807	11,955	10,757	10,178	9,249	4,125	3,330	92,593
森林整備活性化	3,655	731	0	0	0	0	0	0	0	0	4,386
分収契約適正化	14,787	3,674	0	0	0	0	0	0	0	0	18,461
長伐期施業転換	174,564	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	1,881,576
不成績処理	562,807	644,608	702,846	766,037	827,038	675,173	728,270	744,040	748,885	785,187	7,184,891
計	54,845	62,773	67,588	69,903	70,135	62,682	59,175	53,612	23,825	19,292	543,830
日本政策金融公庫	793,387	832,236	787,883	697,643	1,112,237	1,102,580	1,255,311	1,256,168	1,164,247	1,178,392	10,180,084
島根県	2,419	1,208	339	351	351	315	296	269	1,945	1,399	8,892
直接費	59,433	76,413	84,071	84,484	86,050	86,949	91,655	98,549	93,068	106,434	867,108
管理費	731,535	754,615	703,473	612,808	1,025,836	1,015,316	1,163,360	1,157,350	1,069,234	1,070,559	9,304,084
償還金	1,105	446	0	0	0	0	0	0	912	652	3,115
市町	849,337	895,455	855,471	767,546	1,182,372	1,165,262	1,314,486	1,309,780	1,188,984	1,198,336	10,727,029
計	8,738	5,287	5,287	5,287	5,287	5,287	5,287	5,270	5,271	5,271	56,272
財産運用	1,541,258	1,780,202	1,888,353	1,957,178	2,525,321	2,441,006	2,734,119	2,825,410	2,798,176	2,929,942	23,420,965
合計	1,541,258	1,780,202	1,888,353	1,957,178	2,525,321	2,441,006	2,734,119	2,825,410	2,798,176	2,929,942	23,420,965

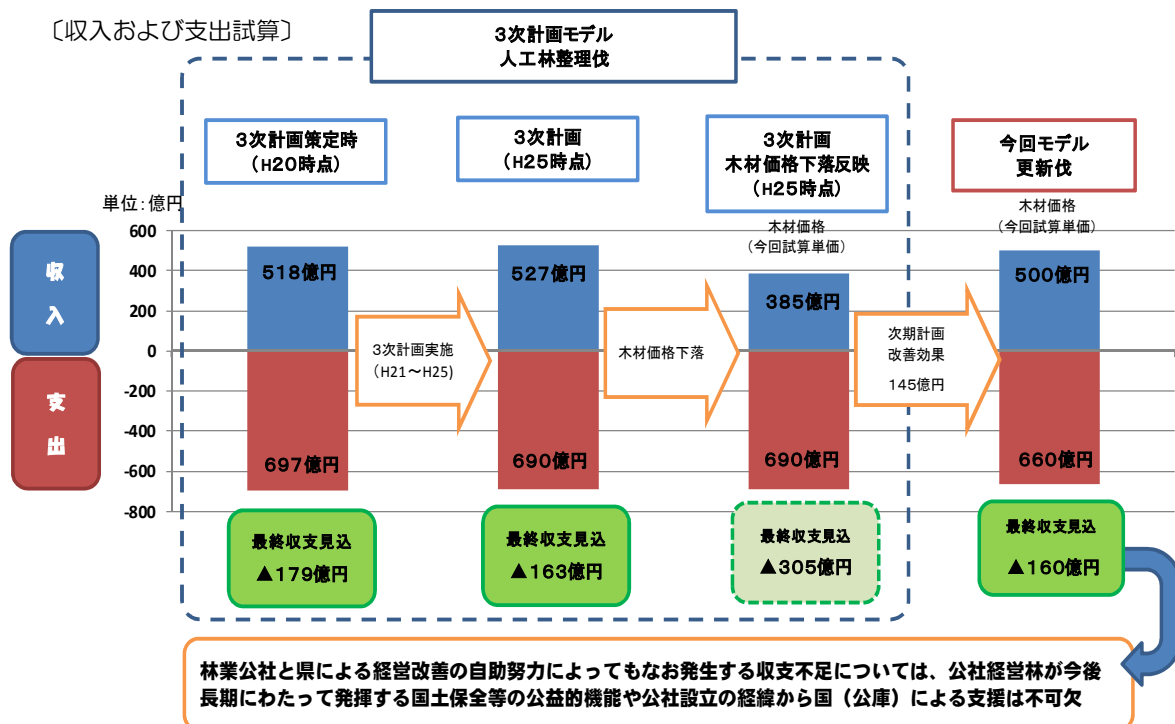
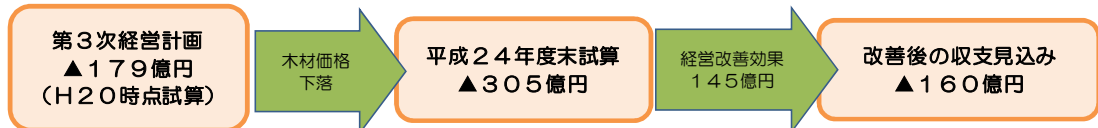
項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
森林整備	377,944	406,570	417,168	422,808	424,888	372,745	359,637	292,737	178,607	143,380	3,396,484
森林整備事業	163,315	253,865	337,670	427,137	517,005	609,786	703,491	799,336	929,970	1,022,864	5,764,439
収獲事業	541,259	660,435	754,838	849,945	941,893	982,531	1,063,128	1,092,073	1,108,577	1,166,244	9,160,923
計	58,673	73,814	74,179	80,266	80,695	81,129	84,791	85,292	85,798	98,452	803,089
管理費	13,402	15,145	23,306	18,278	19,786	20,373	21,690	28,654	22,203	23,101	205,938
人件費	72,075	88,959	97,485	98,544	100,481	101,502	106,481	113,946	108,001	121,553	1,009,027
管理費	546,889	650,917	657,550	695,812	1,264,033	1,306,672	1,506,038	1,552,835	1,506,891	1,559,434	11,247,071
日本政策金融公庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	185,565	181,308	177,087	102,186	0	0	0	0	0	0	646,146
民間金融機関	732,454	832,225	834,637	797,998	1,264,033	1,306,672	1,506,038	1,552,835	1,506,891	1,559,434	11,893,217
合計	16,338	4,405	0	0	0	0	0	0	0	0	20,743
長伐期化費	174,564	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	176,753	881,576
不成績処理	4,568	17,425	24,640	33,938	42,161	50,301	58,472	66,556	74,707	82,711	455,479
分収交付金	1,541,258	1,780,202	1,888,353	1,957,178	2,525,321	2,441,006	2,734,119	2,825,410	2,798,176	2,929,942	23,420,965
合計	1,541,258	1,780,202	1,888,353	1,957,178	2,525,321	2,441,006	2,734,119	2,825,410	2,798,176	2,929,942	23,420,965

VI. 長期収支見通し

本計画で想定した、更新伐による主伐実施、バイオマス利用への対応による増収、不成績林処理の実施による利息負担軽減等の経営改善策を林業公社の分収事業が終了する平成95年度まで継続して実施した場合得られる経済効果は現計画に比べ約145億円改善され、最終収支不足は160億円程度まで圧縮することが可能と試算される。

■経営改善		改善効果 145 億円
実施内容		
○主伐による増収	効果102億円	• 有利な国庫補助事業の活用による収支改善
○バイオマス利用による増収	効果 13億円	
○不成績林等の処理	効果 18億円	• 林地残材として廃棄されていた木材のバイオマス利用による増収
○生育状況と需要に対応した生産手法の導入	効果 0.5億円	• 不成績林等の契約解除（収入が見込めない経営林の整理）
○主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息縮減	効果 11.8億円	

■長期収支



なお、長期的な収支は木材価格に大きく左右されるが、これを予測することは困難であり、不確実性を伴うため、現在の木材価格(H22~24平均)が継続するもとして試算を実施した。